

令和4年4月1日

公示第642号

電通健康保険組合の規約の一部を次のとおり改正する。

組合規約 第4条の別表1中「株式会社電通テック 東京都千代田区」を「株式会社電通プロモーションプラス 東京都千代田区」に改める。

組合規約 第9条の別表2中「株式会社電通テック」を「株式会社電通プロモーションプラス」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年4月1日から適用する。

4月1日から
揭示期間 —————
4月7日まで